

『平家族伝抄』「八十五」十一卷分

神靈寶劔内侍所叟」の蟻通明神

——増補記事に見る吉田神道系三十番神思想をめぐって——

山 中 美 佳

はじめに

『平家族伝抄』⁽¹⁾と『神道集』⁽²⁾とのかわりについては、「一卷分 義王義女事」の八苦の箇所について、高橋伸幸氏⁽³⁾の述べられたところであり、緒先学によっても古本系神道集の本文と近似している点が見られること⁽⁴⁾や『真名本曾我物語』『四部合戦状本平家物語』『平家打聞』『私聚百因縁集』『宝物集(第二種七卷本)』『日本書紀私見聞(春瑜本)』とともに、『神道集』と『平家族伝抄』も章句・宛字に共通するものが認められることなどが示唆されてきた⁽⁵⁾という経緯を持つ。また、本稿で扱う「八十五」十一卷分 神靈寶劔内侍所叟」も、神道集の「卅八^(七)蟻通明神事」と無関係でないことは明らかである⁽⁶⁾。

以前、拙稿⁽⁷⁾において、『族伝抄』は、『四部合戦状本平家物語』の裏書ではないか、としたのだが、この『族伝

抄』を始めから終わりまで貫くものは何か、という視点で見ると、全体的な印象として、平家物語の登場人物を中心にすえながらも、神仏に関わる話の占める割合が多いのではないかと印象をうける。『族伝抄』の上巻にある「一卷分 忠盛昇殿事」には、十二神将のこと、「一卷分 義王義女事」の八苦には玉津嶋・葦刈明神のことが描かれ、下巻「一〇六卷分 経島事」には橋姫明神、「一〇七卷分 黒坂口柳原今八幡宮事」には俱梨迦羅明王と今八幡宮の由来、「一〇八卷分 天武天王焼栗事」には焼栗伝説、「一〇九卷分 泳取超事」では勝男明神のこと、「一〇四ノ十卷分 本三位中将被渡南都事」では重衡の鏡説話、「一〇五ノ十一卷分 神璽寶劔内侍所支」では蟻通明神が描かれている。不思議な話ばかりを集めた室町時代色が濃いというべきなのかもしれないが、この書の性格、及び編者の意図を読みとる手がかりがそこにあるのではないかと考える。また、『平家族伝抄』の本文を鑑みるに、『族伝抄』というこの小さな書にも、成立に過程というものがあるように見受けられる。つまり、現存の『族伝抄』には、初期段階に構成された本文と増補されてきた本文に、区別できはしないだろうかと考えるのである。

本稿では、それを大前提として、「一〇五ノ十一卷分 神璽寶劔内侍所支」を中心に、編者（或いは増補者）の特徴を読み取れはしないかと試みるものである。

一 『族伝抄』の蟻通明神譚に増補されたもの

『族伝抄』本文中、『神道集』とのかかわりが指摘される箇所は、「二卷分 義王義女事」の八苦に、『神道集』の「卅九 玉津嶋明神事」と「卅二 接州葦刈明神事」が古本系本文と近似した形で依拠せられているであろう箇所があるほか、「十六卷分 経嶋支」に、『神道集』「卅八 橋姫明神事」にある齋明天皇時代の人柱の話を、先例としてごく簡潔に載せている箇所。そして、「一〇五ノ十一卷分 神璽寶劔内侍所支」には、『神道集』「卅七 蟻通明神事」

にほほ近い形で採られている箇所がある。本稿では、「十五」十一巻分「神璽寶劔内侍所更」に関わつて論を展開する。

まず、左に「神璽寶劔内侍所更」の本文を挙げる。本来なら、『神道集』との本文対比⁽⁸⁾をすることであるが、紙幅の関係で、『族伝抄』の本文のみをここに挙げることにする。『神道集』との顕著な相違点と見られる箇所には傍線を伏した。(訓点の欠けたところは私に補っている)

①抑内侍所宝劔由来如^レ本書。申^レ神璽八坂玉更。(○申^レ此玉天照大神之愛第六天魔王)御子達為^レ御守一成^レ人王代後、為^レ二代々帝御守。人王第五代帝孝照天皇御時、天朔女盜取^レ此玉、登^レ天。般若十六善神中秦奢大王是奪取^レ為^レ我財。②其後大唐云^レ玄牝三藏一人、奉^レ渡大般若、渡^レ天竺佛生國。流沙河岸、有^レ美女房有一人。向^レ三藏彼女房、和僧有^レ何宿願、是程懸^レ難所多道被^レ向、三藏聞^レ之、大般若欲^レ渡東土有^レ志、就^レ中、付^レ般若心経深志云々。其時彼女房、申^レ此道輒可^レ人行^レ非處、急返^レ云々。三藏重被^レ申、我自^レ出母胎内以後、未^レ犯禁戒。何可^レ不^レ渡。屍曝^レ流沙、何可^レ為^レ嘆處、彼女房件取出^レ八坂玉、汝而^レ貫^レ此玉緒、自^レ計送^レ佛生國言時、三藏取^レ彼玉見、③形如^レ蠶作璽。其色黃。玉緒穴曲七坂、為^レ何可^レ貫不^レ覺。良久、向^レ天思惟^レ處、道傍木枝、云^レ蟻居^レ虫、鳴^レ蟻腰着^レ糸向^レ玉孔。三藏達^レ悉雲^レ人、此虫聞^レ聲、蟻^レ腰着^レ糸向^レ玉孔。蟻腰着^レ糸向^レ玉穴、鳴^レ蟻心得、蟻一取、腰着^レ糸入^レ玉穴、无^レ左右^レ岐方^レ歧通、其後捨^レ蟻。以^レ貫玉、奉^レ見^レ彼女房。④其時彼女房、怖^レ氣成^レ鬼王形。我是般若守護十(○六)善神王中^レ秦奢大王、是汝此世非^レ一事、過去七生間欲^レ渡此経、自^レ惜^レ思^レ食御経、為^レ此渡、召^レ汝命^レ事第七度。今度當^レ第八度。見^レ汝過去七生首、貫^レ集^レ七曝^レ首懸^レ頸。而當時^レ十六善神御中人首懸^レ頸御^レ在^レ守護神^レ即是。⑤其後秦奢大王言^レ有^レ汝求^レ法志、今度我送。三藏引^レ懸^レ秦奢大王御肩、被^レ渡^レ天竺佛生國。大般若并般若心経等、被^レ渡^レ大唐國。⑥件玉与^レ三藏言、此玉副^レ大般若并般若心経、可^レ渡^レ日本國。□先立^レ女起^レ日本國^レ神國、我成^レ神可^レ守^レ日本國。其時可^レ去^レ蟻通明神、失^レ兒消^レ樣。三藏

開_レ之、佐日本國可_二佛法流布_一処。⑦日本人王三十代帝欽明天皇御時、自_二百濟國_一被_レ渡佛僧經卷_二時、副_二彼玉_一、被_レ渡_レ本朝_一。帝大喜_二、為_二朝家御守_一。而、此玉代、帝御誕生時副_二惠那等_一、錦袋裏_二七重_一、入_二紫檀箱_一。各_二神璽_一申_二三種神器_一即是。此玉部類、豊前國宇佐宮鈴御前被_レ取御殿内_一。偏武武共持_レ行_二即此玉部類_一。⑧彼秦奢大王如_レ御約束_一、先立_レ超_二日本_一顯_レ神_一、守_レ此神璽_一。其御神名申_二蟻通明神_一、紀伊國在_二田里在鎮守_一。⑨延喜帝御時、紀貫之朝臣、紀伊國補任時、彼社前不_レ為_二下馬_一、通程、馬鞭不_レ働_一。貫之成_レ恠_二處_一、彼社稅語_二神璽事_一、申_二明神御誓_一、貫之自_レ馬下_一。カキクモリアヤメモシラヌヲホソラニ有_二トホシヲハ思フヘシヤハ

讀書_レ紙、御殿押_レ御柱_一。馬身振_レ无_二支故_一通。⑩蟻通明神守_二神璽_一由、上洛後被_レ奏聞、帝聞_二食感_一奉_レ入_二三十番神内_一申_二江父大

(一十五) 十一卷分 神璽寶劔内侍所支)

内容を簡単にまとめると、

①神璽は孝明天皇の御代に天朔女が盗み、十六善神の内の一入秦奢大王が自分のものとして持っていた。

②玄奘三蔵が天竺へ般若心経を求めて渡っている時、流沙で一人の美しい女房に会い、七曲の穴の玉に糸を通せば、天竺佛生國まで送つてあげようと難題を与える。

③三蔵が悩んでいると、木の枝の蟻が「蟻腰着糸向玉孔」と鳴き、ヒントを得た三蔵が、蟻に糸をつけて穴を通し、玉に糸を通すことが出来る。

④女房は、鬼王の形となり、大般若守護十六善神の秦奢大王と名乗り、以前に三蔵が七度般若心経を求めて渡ろうとする度に、般若心経を渡すのが惜しくて、七度とも三蔵の命を取り、その生首を頸にかけていると云って、七つの首を見せる。

⑤しかし秦奢大王は、今回三蔵の志に感じて、三蔵を肩に引っ掛け、天竺佛生國まで送った上、経を持たせて、大唐國に送り届けた。

⑥そして、この玉と共に経を日本に渡すよう指示し、日本国は神の起きた国なので、神となって日本國を守ると約束し、蟻通明神はかき消すように消えた。

⑦その後、欽明天皇の御代に仏教と僧と共に玉が渡り、三種の神器とされた。宇佐宮の鈴御前の御殿に収められたのと同じ部類のものである。

⑧秦奢大王は、日本に渡って神となっており、名を蟻通明神といい、紀伊田里に鎮座している。

⑨延喜の帝の時、貫之が下馬の礼をとらず社の前を通ったとき、馬が動かなくなり、貫之が「カキクモリ」の和歌を詠んだところ、許された。

⑩これを帝がお聞きになり、感じたまいて「江父大明神」として三十番神の内に、入れなされた。

というものである。『神道集』では、順序が微妙に前後するものの、①～⑨はほぼ同内容である。

ただし、細かな相違点は多々ある。たとえば、③の「蟻」が鳴くところは、『神道集』では「機織ト云蟲」となっている。これは、『族伝抄』の「蟻ト云蟲」の方に無理があるろう。蟻をわざわざこのように紹介する必要性が感じられない。また、⑥に、「先立女起」日本國「神國」とあり、先立女とは、難題を出した秦奢大王の前の姿の女房をさすのか、あるいは玉を盗んだ天胡女をさしているのか不明である。さらに、突如として「蟻通明神」と出てくるが、これも話の筋から言って唐突過ぎる。ただし、「失」昇消様」は『族伝抄』の好む言い回しなのか、同書「十三」九卷分「冰取超事」で、勝男明神が消える時にも見ることが出来る。

⑧にある蟻通明神の所在地であるが、『族伝抄』では「田里」となっているところを、『神道集』では「田辺」とし

ている。また、⑨で、『族伝抄』では「カキクモリ」の歌のみを載せているが、『神道集』では、「ナ、ワタニマカレル玉ノホソヲ、ハ蟻通シキトタレカシラマシ」が「カキクモリ」の歌の前にある。さらに⑩の記事は『族伝抄』の独自記事であり、『神道集』にはない。その代わり、蟻通明神は玉を守るところなので、赤繭の数珠の緒として祈念すれば所願成就するといわれている。それというのも、かの神繭に赤繭が似ているからか、ということが書かれている。かの神繭の「繭」横には（璽）とある。しかし、かの神繭は黄色であると『神道集』にも『族伝抄』にもあり、混乱するところである。

以上のような相違点は多々あるが 内容的にはほぼ同じと見てよいかと思う。ここで、傍線部に注目したい。傍線部Aについて。

この章段には、いわゆる蟻通明神由来譚が採録されているのだが、そもそも、わが国において蟻通明神はどこにあるのか。

蟻通神社の所在地を調べてみると、以下の四社があることが分かった。他にもあるかもしれないが管見に入ったのはこれだけである。

- 1 「蟻通神社」和歌山県伊都郡かつらぎ町。祭神 八意思兼命
- 2 「蟻通神社」和歌山県田辺 祭神 天児屋根命
- 3 「蟻通神社」大阪府泉佐野市 祭神 大己貴命
- 4 「丹生川上神社 中社」奈良県吉野郡東吉野村小 祭神 罔象女神
（「蟻通神社」と呼ばれた時代があり、「蟻通橋」や「蟻通燈籠」が残っている）

1・2の二社に関しては、その由緒は同系のものと見てよいかと思われる。その由緒は、昔（天武天皇時代とも）、

中国（外国とも）から使者が来て七曲の穴のある玉を出し、これに糸を通せという難題を出した。その難題を翁（或いは若い神）が一人出てきて、その知恵を以って見事解決し、その翁（若い神）を祭ったとするものである。

3の泉佐野市にある蟻通神社もよく似た由緒を説いているが、こちらの場合は棄老説話を基本にしており、中国からの難題を、かくまわれていた老人が解き、その老人を神として祭ったとする。かつては熊野街道に沿った通りであったが佐野飛行場建設のため、昭和十七年に現在の場所に移転されたといわれ、紀貫之の説話や謡曲「蟻通」と関わりがあるとしている。

4の丹生川上神社は、延喜式の丹生川上神社の論社の一つ。雨乞いのために祭られたのが始まりとするが、大正年間に入り、蟻通神社と呼ばれていたのが、じつは丹生川上神社の中社だとわかり、今の呼び名になったようである。しかし、なぜ蟻通神社と呼ばれていたのかは、分からなかった。人から聞いた話であるが、創建当時多くの人が蟻のように列をなして通っていたからだという説もあるらしいが、よく分からない。神社前のバスの停留所の名も「蟻通」となっており、大変興味深い。

管見に入った蟻通神社は、この四社だったが、どの由緒⁹⁾にも、『神道集』・『族伝抄』と同じような流沙での玄奘三蔵の説話に関連するようなものはない。

なお、『族伝抄』に「田里」とあり、『神道集』に「田辺」とある蟻通神社は、2の蟻通神社かとも考えられるが、結論を出すにはこの段階では時期尚早であるので、一旦この問題はおいておくこととする。

さて、問題は、傍線部Bである。この章段を『神道集』依拠によるものとするなら、傍線部Bは増補された部分と考える。傍線部Bには、貫之の歌徳説話にぶら下がる形で、「蟻通明神守¹⁰⁾神璽¹¹⁾由、上洛後彼¹²⁾奏聞、帝聞食感奉¹³⁾入三十番神内¹⁴⁾申¹⁵⁾江父大明神即是¹⁶⁾。」とある。次節では、「江父大明神」を中心に考察を試みる。

二一 三十番神の「江文大明神」

「江文大明神」を種々の文献にあたつてみたが、残念ながら有力な手がかりは得られず、明確な資料を持たない。しかしながら、同じく傍線部Bに「帝聞食感奉_レ入三十番神内」とあることに注目し、三十番神の中に、その名を求めてみた。

左は天台の大法師良正の「三十神勸請記」⁽¹⁰⁾である。

三十神勸請記云 良正阿闍梨記也

阿闍梨傳燈大法師位釋良正。愼敬奉爲如法經守護。奉勸請日本國中三十善神結番次第

三十神勸請事。重々有口決難次載

- | | |
|------------|-------------|
| 十日。伊勢大明神 | 十一日。八幡大菩薩 |
| 十二日。賀茂大明神 | 十三日。松尾大明神 |
| 十四日。大原野大明神 | 十五日。春日大明神 |
| 十六日。平野大明神 | 十七日。大比叡大明神 |
| 十八日。小比叡大明神 | 十九日。聖眞子大明神 |
| 二十日。客人大明神 | 二十一日。八王子大明神 |
| 二十二日。稻荷大明神 | 二十三日。住吉大明神 |
| 二十四日。祇園大明神 | 二十五日。赤山大明神 |
| 二十六日。健部大明神 | 二十七日。三上大明神 |
| 二十八日。兵主大明神 | 二十九日。苗鹿大明神 |

三十日。吉備大明神
一日。熱田大明神
二日。阪波大明神
三日。廣田大明神
四日。氣比大明神
五日。氣多大明神
六日。鹿島大明神
七日。北野大明神
八日。江文大明神
九日。貴船大明神

右三十善神。或依心願。或任本約。奉勸請如件。

延久五年歲次癸丑正月朔朝壬戌十日辛未 阿闍梨大奉仕良正謹記

〔門葉記〕卷第七十九（如法經一）

ここでは、三十番神ではなく「三十善神」或いは「三十神」とあるが、いわゆる三十番神の神々がここにあげられており、また三十番神の資料の中では時代として古いものであるうと思われるので引用した。

この資料の第「八日」の項に「江文大明神」と見える。『族伝抄』に在る「江父大明神」の「父」の字は、明確に書かれており、どう見ても「父」であるに違いないが、帝が「三十番神」に入れ奉りたもうた、とあることから、或いは書写段階での誤写が生じた可能性があるのではなからうか、と考えるのである。

非常に短絡な考え方ではあるが、仮に『族伝抄』の「江父大明神」が、「江文大明神」であるとするならば、という仮説の上に、以降の考察を試みる。

まず、江文大明神とはいかなる神か。

江文神社。所在地は、京都市左京区大原江文。大原郷八カ村の氏神で、祭神は倉稲魂命。創建は不明だが、もとは毘沙門堂江文寺と合祀されていた。つまり、先述の蟻通明神の所在地とは全く異なり、祭神も共通していないという

ことになる。

では、なぜ蟻通明神を江文大明神とし、三十番神に入れたのか。という疑問が起こる。

三十番神信仰の始まりは、天台の慈覚大師の横川如法堂からであるといわれている。『叡岳要記』⁽¹⁾ならば『門葉記』には、天台の慈覚大師が首楞嚴院槽穴において如法蓮華經の書写を行っていたときに、天人が集まり大師を助けて三年行法の結願をなさしめた。よって「以_二国内有勢有德神明三十ヶ所_一為_二守護神_一。列_二結番定日_一」とある。しかし、同じ『門葉記』のその後の記事には、

壹道記云

- 一番子日。伊勢大明神
- 二番丑日。八幡大菩薩
- 三番寅日。賀茂大明神
- 四番卯日。松尾大明神
- 五番辰日。大原大明神
- 六番巳日。春日大明神
- 七番午日。平野大明神
- 八番未日。大比叡大明神
- 九番申日。小比叡大明神
- 十番酉日。聖眞子大明神
- 十一番戌日。住吉大明神

十二番亥日。阪波大明神

右慈覚大師去天長年中。奉請件大明神為如法經守護神。但依心願未及結番。而諸神御經守護之由類被申之。仍亥日熱田鹿島氣比三尾等大明神合番守護之矣

貞觀九年亥丁正月十四日

沙門壹道謹記

とあり、慈覚大師の如法堂結願の時点、或いはごく初期の段階では、三十番神ではなく、干支の十二神であったようである。この十二神を三十番に増補していったのは、先述の三十番神のところにおいて引いた「三十神勸請記」の良正であることは、福田晃氏の御論考⁽¹²⁾に詳しい。

さて、その良正の増補によって形作られてきた三十番神の神々であるが、その後の時流の中で変遷していったようである。

三 三十番神信仰の変遷

「良正三十神勸請記」は、さまざまな形に変容され流布されてゆく。それが顕著に現れるのは、室町中期頃のようにある。

三十番神といえば、日蓮宗、吉田神道が熱心に掲げ、三十番神の勸請時期について、また三十番問答がさかんに延べられていたものである⁽¹³⁾。

日蓮宗においては、三十番神の始まりは日蓮宗によるものであるという主張を持っており、法華神道において中心的思想に据えられ、三十番神の勸請時期についても、日蓮に始まる説や日像にはじまる説⁽¹⁴⁾が説かれた。

園田健氏の御論考⁽⁵⁾によると、南北朝期になると、起請文に三十番神の名がしばしば見られるようになり、室町中期には、三十番神信仰の全盛期を迎える。それは、吉田兼俱が、日蓮宗の寺のうちにおいて号する三十番神とは何の神の名かと、妙連寺・本国寺・妙本寺に対して質疑状を出したことから分かり、当時の三十番神信仰が日蓮宗のものとなりつつあったことの傍証であるとされている。その度重なる吉田神道側からの質疑状によって、その返答に窮する寺も出てきたらしい。園田氏によれば、それが原因で、日蓮宗では日蓮宗独特の勧請にしようとして、三十番神の解釈に独自のものを持つようになり、円明日澄（一四四一—一五一〇）の頃になると、三十番神は法華守護の神であり、一日に一神が当番するというものではなく、一切の天神地祇も、毎日昼夜を問わず、番に当たるものである、という説が風靡していったとされている。

つまり日蓮宗の番神思想は、室町中後期頃には、番神は三十神ではなく「百八十八万神」説⁽⁶⁾にまで発展するものであるというような、独特の解釈を生じたのである。

では、そのように、日蓮宗に独特の解釈を生じせしめた吉田神道の番神思想とは、いかなるものであったのか。『吉田叢書』⁽⁷⁾の「神道大意」によれば、

熱田一日	諏方二日	○貴布禰九日		氣多五日	鹿嶋六日	北野七日	江文八日	廣田三日
○天照太神十日	八幡十一日	賀茂十二日		大原野十四日	春日十五日	平野十六日	大比	
叡十七日	八王子十八日	聖真子十九日	客社廿日	吉備廿一日	稻荷廿二日	住吉廿三日	祇園廿四日	赤
山廿五日	建部廿六日	三上廿七日	兵主廿八日	苗鹿廿九日	吉備卅日			

同由来事

正義不詳、伝聞叡山慈覚大師如法経始行之時、於「楞嚴（稜イ）峰之杉洞」、毎日有「化現之瑞」、因茲以「其神」、充其日、

為三十神^一、加之配^二二月三十日、守護禁闕^三之故、号^四番神^五云々、此段曾無蹤跡、抑慈覚大師者、貞観六年正月十四日入滅矣、是後經^六數年^七垂迹神多加^八此番神^九、於中、祇園社者、貞観十八年始而勸請之、北野天神者、延喜三年八月廿五日於^{一〇}大宰府^{一一}薨、覚師入寂之後經^{一二}四十年^{一三}（後略）

とあり、三十番神の正義については不詳であるが、伝え聞くところによれば、という形で、慈覚大師の如法堂の一件を上げている。しかしながら、祇園、北野については慈覚大師入滅後のことであり、時代が合わないとしている。

さらに、ここで、『神祇正宗』を増補したとされる『神祇正宗秘要』⁽⁸⁾を見てみたい。園田氏の御論考に引用されている箇所ではあるが、ここでもう一度確認しておく。『神祇正宗秘要』には、『神祇正宗』にある三十番神を述べた後で天照太神降臨の際の神々が、その三十番神に宛てられている。

まず『神祇正宗』の三十番神は以下の通りである。ただしこれは内裏三十番神である。

一日伊勢大明神	二日八幡大菩薩
三日賀茂大明神	四日松尾大明神
五日大原野大明神	六日春日大明神
七日平野大明神	八日大比叡大明神
九日小比叡大明神	十日聖眞子大明神
十一日客人大明神	十二日八王子大明神
十三日稻荷大明神	十四日住吉大明神
十五日祇園大明神	十六日赤山大明神
十七日健部大明神	十八日三上大明神

『平家族伝抄』〔十五〕十一卷分 神璽寶劔内侍所夏^一の蟻通明神

- | | |
|-----------|-----------|
| 十九日兵主大明神 | 二十日苗鹿大明神 |
| 二十一日吉備大明神 | 二十二日熱田大明神 |
| 二十三日諏波大明神 | 二十四日廣田大明神 |
| 二十五日氣比大明神 | 二十六日氣多大明神 |
| 二十七日鹿島大明神 | 二十八日北野大明神 |
| 二十九日江文大明神 | 三十日貴船大明神 |

となる。これは、良正の「三十神勸請記」の番神の配列の「十日。伊勢大明神」から「三十日。吉備大明神」が一日から二十一日までに宛てられて、「一日。熱田大明神」から「九日。貴船大明神」までを二十二日から三十日に入れ替えているのである¹⁹⁾。そして『神祇正宗秘要』ではこの三十番神の配列の後に次のような記事が続く。

已上二八、毎月三十日守護神也、

欽以(者イ)、地神最初天照太神天上坐此界(国イ)ヲ進程吾勝尊降臨アルトノ神勅也。千時、吾勝尊辭退アリテ奉用セントアリケルニ其子饒速日尊降、天照太神勅許在スホトニ、饒速日尊、高皇座尊十種瑞宝授、天太玉命、天兒屋根(无イ)命、天香語山命、天鈿女(壳イ)命、天櫛玉命、天道根命、天神玉命、天樞野命、天糠戸命、天明玉命、天村雲命、天背男命、天御蔭命、天造日女命、天世平命、天斗麻根(櫛イ)命、天斗女命、天玉櫛彦命、天湯津彦命、天神魂命、天佐布魂(玉イ)命、天伊伎志邇保命、天活(生イ)玉命、天少彦(根イ)命、天事湯彦命、天乳速日命、天八坂彦命、天表春命、天(意イ)思兼命、天神兒命、天下春命、天月神命、

此三十二神降臨在テ俄崩御坐程、其弟天津々火瓊々杵尊ヲ降シ申サルヨリ爾来今……(後略)

とある。

園田氏は、これを、兼俱が「いわゆる天孫降臨の時の供奉三十二神を具体的にあげている」とされ、「吉田神道において三十番神説を述べたものは（中略）、吉田兼見の自筆になる。二十二社次第、また、天理図書館所蔵の三十番神縁起註（卅番神本縁抄とも）、無窮会所蔵の兼瀬番神記、諸社根元記等々がある」とされながらも、『神祇正宗秘要』の説を出していないと指摘されている。

つまり、吉田神道の掲げる三十番神は天孫降臨時供奉三十二神を三十番神十二神として当てはめたものであると考えてよいだろう。

さて、ここで、『族伝抄』にもどりたい。

あくまでも、『族伝抄』の「江文大明神」を「江文大明神」の誤写であるとする仮定の上に成り立つ論ではあるが、『族伝抄』において、延喜の帝が、貫之の「蟻通明神守神霊由」を聞こし召して、「蟻通明神」を三十番神の内に入れ奉りたもうた。「江文大明神」と申すはすなわちこれなり。とあるからには、「蟻通明神」＝「江文大明神」という考え方がそこになくはならない。

そして、「江文大明神」を「江文大明神」とするなら、なぜ『族伝抄』はここでこの祭神も所在地も違う「蟻通明神」と「江文大明神」の二社を繋げたのかという、先の疑問に立ち返るわけであるが、今引用本文としてあげた『神祇正宗秘要』を見てみると、良正の「三十神勧請記」において「八日」の番に当たっている「江文大明神」は、『神祇正宗秘要』では、二十九日目にあたっていているのである。そこで、兼俱の説く「天孫降臨時供奉」の神々の三十二番神の二十九番目にあたる神名を見てみると、「天（意イ）思兼命」となっている。これは、本稿始めの方にあげた蟻通明神所在地リストの1にある、和歌山県伊都郡かつらぎ町の蟻通明神の祭神「八意思兼命」の別名であり、ここで繋がるのである。

そうなれば、『族伝抄』傍線部Aの「紀伊國在田里在鎮守」の「田里」という漠然とした場所の提示にも一応の筋が通るのではなからうか。もちろん、誤写という見方も出来る。しかしながら、誤写ではなかったとしたら、『族伝抄』のこの箇所を書いた人物は、『神道集』にある「田辺」の方の蟻通神社ではなく、「田里」というわざわざ所在を詳らかにしない書き方を選び、『神祇正宗秘要』の二十九番目の神と「蟻通明神」の祭神とのつながりを以って、「蟻通明神」を「江父（文）大明神」としたのではなからうか。

ところが、この所在地、伊都郡かつらぎ町東洪田七九〇の蟻通神社は、じつは、高野山の麓であり、なぜこの地の蟻通でなければならなかったのかという疑問が、また新たに生じてくるのである。が、残念ながら、確たる答えを持たない。

おわりに

『族伝抄』の奥書に、「平家族伝抄下 遍照金剛源俊」とあることを忘れてはなるまい。この源俊なる人物については、高橋伸幸氏⁸⁾の御論考によれば、『金沢文庫古文書』識語篇六八号文書『阿弥陀』奥書に名が見えるほか、文永年間に鎌倉の極楽寺より借りた本を書写、また、弘安十年には高野山の勧学院にいたとされている。

「遍照金剛」というのは、「遍照」+「金剛」という考え方でいけば、天台でも使われることもあるらしいのだが、源俊なる人物が高野山に居たというからには、いわゆる真言宗の人物であるのだろう。ただ、本稿で扱ってきた「三十三番神」や「江文大明神」に関する考察からいうと、時代としては文永・弘安の頃では合わない。高橋氏の提示された『金沢文庫古文書』内に見える源俊が、『族伝抄』の源俊であるなら、いくら「蟻通明神」と三十三番神の「江文大明神」の祭神が同じだからといって、京都にある神と高野山のふもとにある神を同一とは記さないであらう。

以上により、「〔十五〕十一卷分 神璽寶劔内侍所夏」の「蟻通明神守^二神璽^一由、上洛後被^レ奏聞、帝聞食感奉^レ入三十番神内^一申^二江父大明神即是^一」の箇所を書いた人物は、吉田神道内において、天孫降臨時供奉の神々を三十番神に取り入れた時期以降に生き、吉田神道の説く三十番神を知っている人物であり、かつ、その土地勘のなさから、関西在住ではない人物が想定されるのである。

今後の課題としては、その人物が増補したであろう特徴を持つ本文箇所を詳らかに検索し、それをそぎ落としてゆくことで、成立初期段階の『平家族伝抄』の形を探っていきたいと考えている次第である。

なお、「三十番神」という言葉についても非常に興味惹かれるところである。先にあげた『門葉記』や『叡岳要記』には「三十神」或いは「三十善神」という言葉しか見えず、「三十番神」は見当たらなかった。『平家物語』においては、延慶本には見られず、長門本⁽²⁾、『源平盛衰記』⁽²⁾には見られた。また、『平治物語』⁽²⁾の九条家旧蔵本・金毘羅本・古活字本、『保元物語』の古活字本⁽²⁾には見られた。三十番信仰が、軍記享受者の中で広がってゆく様を見る上で、また、その時代的歴史背景とも関連させて研究を進めてゆく上で、一つの手がかりになるのではなかるうかと考えている。

註(1) 『平家族伝抄』本文は、『四部合戦状本』(慶応義塾大学付属研究所斯道文庫編校 一九六七年三月刊 所収)によった。

(2) 『神道集』(岡見正雄、高橋喜一校注 神道大系編纂会、一九八八年二月刊)

(3) 『四部合戦状本平家物語』の「裏書」——「刀後聞」と『平家族伝抄』——高橋伸幸氏(『日本文学論究』第二九冊 一九七〇年発行)

(4) 『神道集』(貴志正造氏 平凡社 一九六七年刊)の解説による

(5) 『神道集説話』の成立』(福田晃氏 三弥井書店 一九八四年刊)

『平家族伝抄』〔十五〕十一卷分 神璽寶劔内侍所夏』の蟻通明神

- (6) 拙稿「『平家族伝抄』——由来譚としての性質——」(『日本文藝研究』第五十二卷第一号 二〇〇〇発行)
- (7) (6)と同じ。
- (8) (6)と同じ。『神道集』本文との本文比較を掲載してある。
- (9) 蟻通神社の由緒に関しては、四社それぞれの神社庁CDやパンフレット、しおり、碑文に拠る。
- (10) 『門葉記』巻第七十九(如法經一)(『大正新修大藏經』圖像十二卷 大正新修大藏經刊行会)
- (11) 『羣書類従』第24輯(塙保己一編 続群書類従完成会〔校〕)所収
- (12) 『原神道集の編成——三十番神信仰をめぐって——』福田晃氏(『立命館文學』立命館大学創設八十周年記念文学部論集四 三九〜四四一号 一九八二発行)
- (13) 「吉田神道と日蓮宗との交渉——法華三十番神説をめぐって——」園田健氏(『神道宗教』45 一九六六発行)に詳しい。
- (14) (15) (16) (13)に同じ。
- (17) 『吉田叢書』第一編卜部兼俱著「神道大意」第四之八(吉田神社 内外書籍 一九四〇年刊)所収
- (18) 国学院大学図書館所蔵本『神祇正宗秘要』。入手が間に合わなかったため、園田健氏の(13)の御論考の引用本文に拠った。
- (19) (12)の福田氏の御論考にも説かれている。
- (20) (3)に同じ。
- (21) 卷九「源中納言侍夢事」
- (22) 卷九「山門堂塔事」
- (23) 上巻「叡山物語の事」これは、福田氏の先述の御論考にも触れられている。
- (24) 上巻「新院御謀反露頭并調伏ノ事付ケタリ内府意見ノ事」(『保元物語六本対観表』二〇〇四年一〇月)。これは、福田氏の先述の御論考にも触れられている。